

秘

戰傷病者戰沒者遺族等援護法案

目次

第一章 然則（第一條—第六條）

第二章 援護

第一節 戰傷病者等に対する援護（第七條—第二十二條）

第二節 戰沒者遺族等に対する援護（第二十三條—第三十九條）

第三章 不服の申立（第四十條—第四十二條）

第四章 雜則（第四十三條—第五十二條）

附則

第一章 総則

(一) 法律の目的

第一條 この法律は、軍人軍属の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に關し、年金又は一時金を支給すること等により、軍人軍属であつた者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする。

(二) 軍人軍属

第二條 この法律において、「軍人軍属」とは、左に掲げる者をいう。

一 恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号)第一條に規定する軍人及び準軍人並びに内閣総理大臣の定める者以外のもとの陸軍又は海軍部内の公

二

勢員又は公務員に準ずべき者へ以下の軍人」という。

二 もとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、よう人、工員又は鉱員へ死亡した後において、死亡の際にそ反してこれらの身分を取得した者を除く。以下の「軍属」という。

二 前項各号に掲げる者は、陸軍及び海軍の廢止後も、未復員の状態にあり限り、この法律の適用については、軍人軍属とみなす。

(三) 在職期間

第三條 この法律に於いて、「在職期間」とは、左に掲げる期間をいう。

一 軍人については、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第三十一号)

(一)による改正前の恩給法へ大正十二年法律第四十八号の規定による就職から退職へ復員を含む。)までの期間

二、軍属については、昭和十六年十二月八日以後、戦地における勤務と命ぜられた日から当該勤務を解かれた日までの期間及公昭和二十年九月二日以後引き続キ海外にあつて復員するまでの期間

2、前項第二号に規定する戦地の区域及びその区域が戦地であつた期間は、政令で定める。

(公勢傷病の範囲)

第四條 捜人が負傷し、又は疾病にかかつた場合において、恩給法の規定により当該

三

負傷又は疾病を公勢によるものとみなすべきことは、この法律の適用については、公勢上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなす。この場合において、当該負傷又は疾病について恩給法第四十八條第三号に規定する恩給審査会の認定を経ていなければ、厚生大臣の認定をもつて恩給審査会の議決に代えるものとする。

2、單人軍属が昭和二十年九月二日以後、引き続き海外にあつて復員するまでの間に、自己の責に帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかかつたときは、公勢上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなす。

(復員の種類)

第五條 一の法律による復員は、左の通りとする。

一 障害年金の支給

二 更生医療の給付

三 補装具の支給

四 国立保養所への収容

五 遺族年金の支給

六 遺族一時金の支給

(裁定)

第六條 障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利の裁定は、これらの援護を受けるとする者の請求に基いて厚生大臣が行う。

四

第二章 援護

第一節 戦傷病者等に対する援護

(障害年金の支給)

第七條 軍人軍属であつた者が在職期間へもとの陸軍の見習士官又はもとの海軍の候補生若しくは見習尉官については、これらの者がその身分を有していた期間。この期間中以下同じ。)内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、この法律の施行の際へ左の各号の一に規定する者については、当該各号に掲げる日)、当該負傷又は疾患により恩給法別表第一号表ノ四の特別項症から第六項症に定める程度の不興廢疾の状態にある場合においては、その者にその不興廢疾の程度に応じて障害年金を支給す

る。

一 この法律の施行後復員する者で、その復員の日に並びて当該負傷又は疾病がなくかつてゐるものについては、その復員の日

二 この法律の施行後未復員者給与法（昭和二十二年法律第百八十二号）第八條の二の規定により療養を受けることができる者については、当該負傷若しくは疾患がなあつた日又はなあらない同條の規定により療養を受けることができる期間を経過した日

2 軍人軍属であつた者が在職期間内に、公務上負傷し、又は疾病にかかつた場合において、この法律の施行後へ前項各号の一に規定する者については、当該各号に掲

エ

げる日以後一において、当該負傷又は疾病により同項に規定する程度の不具廢疾の状態になつたときは、援護審査会の議決により、その者にその不具廢疾の程度に応じて障害年金を支給する。

3 前二項の場合において、軍属であつた者に対しては、その不具廢疾が昭和二十年九月二日前に生じた負傷又は疾病によるものであるときは、当該負傷又は疾病が戦時災害によるものである場合に限り、障害年金を支給する。

（障害年金の額）

第八條 障害年金の額は、左の表の通りとする。

不具廢疾の程度	年金額
特別項症	六六・〇〇〇円
第一項症	五六・〇〇〇円
第二項症	四八・〇〇〇円
第三項症	三六・〇〇〇円
第四項症	三四・〇〇〇円
第五項症	二四・〇〇〇円
第六項症	一

(期限つき障害年金)

第九條 厚生大臣は、障害年金を受ける権利の裁定を行うにあたつて、将来、その不具廢疾が回復し、又はその程度が低下することがあると認めるときは、障害年金を受けれる権利に五年以内の期限を附することがである。

2 前項の期限の到来前六月前までに不具廢疾が回復しない者で、その不具廢疾の程度がなお第7條第一項に規定する程度であるものには、引き続き相当の障害年金を支給する。この場合においては、さらに前項の規定を適用することを妨げない。

(障害年金の額の改定)

第十條 厚生大臣は、障害年金の支給を受けている者の不具廢疾の程度が増進し、又

は低下した場合においては、その程度に応じて当該障害年金の額を改定する。

2 不具労疾の程度が増進したことによる障害年金の額の改定は、当該障害年金の支給を受けている者の請求に基いて行う。

3 第一項の規定による障害年金の額の改定は、後護審査会の議決を経て行わなければならぬ。

(ハ)障害年金の支給を受けることができない者)

第十一條 左に掲げる者には、障害年金を支給しない。

一 重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより不具労疾となつた者

七

二 第七條第一項に規定する程度の不具労疾の状態になつた日において、日本の国籍を有しない者

三 第七條第一項に規定する程度の不具労疾の状態になつた日以後、二の法律の施行前に、第十四條第一項第二号又は第三号に該当した者

(ハ)障害年金の減額及び控除)

第十二條 障害年金の支給を受けている者が第二十二條の規定により国立保養所に収容された場合には、その者が收容されている間、政令の定めるところにより、その者に支給する障害年金につきその一部を減額することができます。

2 恩給法の特例に関する件又は木復員者給与法の規定により傷病賜金又は障害一時

金を受けた者が、同一の事由によつて障害年金の支給を受ける場合においては、政令の定めるところにより、その者に支給する障害年金の額から、既に受けた傷病賜金又は障害一時金の額に相当する額の全部又は一部を控除することができる。

(障害年金の始期及び終期)

第十三條 障害年金の支給は、第ヒ條第一項の規定により支給するものについては、昭和二十七年四月ハ同項各号の一に規定する者に支給するものについては、当該各号に掲げる日の属する月の翌月一から、同條第二項の規定により支給するものについては、同項に規定する議決があつた日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終る。

八

2 第十條第一項の規定により、障害年金の額を改定した場合において、改定された額による障害年金の支給は、同條第三項に規定する議決があつた日の属する月の翌月から始める。

(障害年金を受ける権利の消滅)

第十四條 障害年金を受ける権利を有する者が、左の各号の一に該当するときは、当該障害年金を受ける権利は、消滅する。

一 死亡したとき。

ニ 死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、当

三 日本の国籍を失つたとき。

四 厚生大臣によつて第7條第一項に規定する程度の不具癡疾の状態がなくなつたものと認定されたときは。

2 厚生大臣は 前項第四号の認定するには 機関審査会の議決を経なければならぬ。

い。

(障害年金の支給停止)

第十五條 障害年金を受ける権利を有する者が、三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その日の属する月の翌月から、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。但し、刑の執行猶予の言渡を受けたときは、二の限りでない。

九

2 前項但書の場合において、刑の執行猶予の言渡を取り消されたときは、取消の日の属する月の翌月から、刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。

3 犯二以上の刑に処せられた者が、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなる前に障害年金を受ける権利を有するに至つたときは、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。但し、刑の執行猶予の言渡を受けた者については、二の限りでない。

4 第二項の規定は、前項但書の場合に準用する。

(障害年金を受ける権利の受継)

第十六條 障害年金を受ける権利を有する者が死した場合において、その者に支給すべき障害年金であつて、その者の死前に支給していなければあるときは、死した者の相続人は、自己の名で死した者の障害年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死した者がその死前に障害年金の請求をしていなかつたときは、死した者の相続人は、自己の名で、死した者の障害年金を請求することができる。

3 前二項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のしお障害年金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなしてよい。

その一人に対してした障害年金を受ける権利の裁定又はその支給は、会員に対してしたものとみなす。

（更生医療の給付）

第十七條 厚生大臣は、軍人軍属であつた者で在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより政令で定める程度以上の視力障害、聽力障害、じ体不自由又は中枢神経機能障害の状態にあるものが、その職業能力を回復し、その他更生するため再手術等の治療が必要であると認めるときは、その者の申請により、更生医療の給付を行うことができる。

2 更生医療の給付は、左の通りとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術

四 病院への収容

五 看護

六 移送

3 更生医療の給付は、厚生大臣の指定する医療機関へ以下「指定医療機関」という。において行うものとする。

(診療方針及び診療報酬)

二

第十八条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるものとする。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることができるないとき、及びこれによることが適当でないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣の定めるところによる。

(医療費審査)

第十九條 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を隨時審査し、

且つ、指定医療機関が前條の規定によつて請求することができず診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣の行う前項の決定に従わなければならぬ。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求する二ことのできる診療報酬の額を決定するにあたつては、社会保険診療報酬支拂基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関（厚生省令で定めるもの）の意見を乞うなければならぬ。

（報告の請求及び検査）

第二十條 厚生大臣は、前條第一項の審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定医療機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることをさる。

二

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支拂を一時差し止めることをとてさる。

（補装具の支給等）

第二十一條 厚生大臣は、軍人軍属であつた者で在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより政令で定める程度以上の視力障害、聽力障害、し体不自由又は中枢神経機能障害の状態にあるものにつき、必要があると認めるときは、その者の申請により、盲人安全つえ若しくは補装具を支給し、又はこれを修理することができる。

2 厚生大臣は、特別の事由がある場合においては、前項の支給又は修理に代えて、盲人安全つえ又は補装具の購入又は修理に要する費用を支給することができる。

(国立保養所への収容)

第二十二条 厚生大臣は、障害年金又は受けける権利又有する者で重度の不具障疾の状態にあるもの又、その者の申請により、国立保養所に収容することができる。

第二節 戦没者遺族等に対する援護

(遺族年金の支給)

第二十三条 左に掲げる遺族には、遺族年金を支給する。

一 在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過

一三

後に、これにより死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族

二 障害年金又は恩給法の規定による増加恩給への支給事由である負傷又は疾病による不具障疾の程度が第七條第一項に規定する程度であるものに限る。)を受け
る権利を有するに至つた後、その権利を失つてなく、当該障害年金又は増加恩
給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍
属であつた者の遺族

2 軍属又は軍属であつた者の遺族に対しては、前項第一号に規定する負傷又は疾
病が昭和二十年九月二日前に生じたものであるときは、当該負傷又は疾病が戦時災
害によるものである場合に限り、遺族年金を支給する。

(遺族の範囲)

第二十四條 遺族年金を受け得べき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時ににおける配偶者（婚姻の届出をしていなれば、事实上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父、母、孫、祖父及び祖母で、死亡した者の死亡の当時日本国籍を有し、且つ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしてゐたものへ死をした者の死亡の当時、その者の軍人軍属たることによる勤務のためこれららの條件に該當していなかつたものを含む。以下同じ。）とす。

2 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、将来に向つて、その子は、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有し、且つ、その者によつて生計を維持する。

四

持し、又はその者と生計をともにしていと予とみます。

（夫、子、父、母、孫、祖父及び祖母に対する遺族年金の支給條件）

第二十五條 夫、子、父、母、孫、祖父又は祖母については、遺族年金は、これらの遺族がこの法律の施行の際へ死亡した者の死亡の日が、この法律の施行後であるときは、その死亡の日）、それそれ左の各号に規定する條件に該當する場合反ひその後それそれこれららの條件に該當するに至つた場合に支給する。

一 夫については、不具労疾であつて、労働能力がないこと。

二 子については、十八才未満であつて、配偶者がないこと、又は不具労疾があつて、労働能力がないこと。

三 父及び母については、六十才以上であること、又は不具能疾であつて、傍衝能力がないこと。

四 孫については、十八才未満であつて、配偶者がなく、又は不具能疾であつて、傍衝能力がなく、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこと。

五 祖父及び祖母については、六十才以上であること、又は不具能疾であつて、傍衝能力がなく、且つ、その者を扶養することができる直系血族がないこと。

(遺族年金の額)

第二十六條 遺族年金の額は、配偶者については、一万円、子、父、母、孫、祖父及び祖母については、一人につき五千円とする。

五

(遺族年金の額の特例)

第二十七條 前條の規定にかかわらず、第二十三條第一項第二号に掲げる遺族に支給する遺族年金の額は、前條に定めの額の六分相当する額とする。

2 前項に規定する遺族に遺族年金を支給する場合において、遺族全員に対して支給すべき遺族年金の総額が二万四千円をこえるときは、各遺族に支給すべき遺族年金の額は、同項の規定にかかるず、二万四千円を、同項の規定により各遺族に支給すべき遺族年金の額の割合にあん分して得を額とする。

(遺族年金反給権有数人ある場合の請求)

第二十八條 同一の支給事由により遺族年金を受けける権利を有する者が數人ある場

合においては、これらの者は、全員のために、そのうち一人を選定して、当該遺族手金の請求又はその支給の請求を行わなければならぬ。但し、世帯を異にする等の至難の事情があるときは、この限りでない。

(遺族年金の支給を受けうことができる者)

第二十九條 左に掲げる遺族には、遺族年金を支給しない。

一 重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者

の遺族

二 死亡した者の死亡後、この法律の施行前又は第二十五條各号の一に規定する條件に該当するに至る日前に、第三十一條第二号から第四号まで又は第六号から第九

八号までの一に該当した遺族

(遺族年金の始期及終期)

第三十條 遺族年金の支給は、昭和二十七年四月（死亡した者の死亡の日がこの法律の施行後であるときは、その死亡の日の属する月の翌月）から始め、権利が消滅した日の属する月で終る。

二 前項の規定にかかわらず、遺族が死亡した者の死亡の日の属する月の翌月以後第十五條各号の一に規定する條件に該当するに至つたことによつて支給する遺族年金については、その支給は、同様各号の一に規定する條件に該当するに至つた日の属する月から始める。

(遺族年金受給権の消滅)

第三十一條 遺族年金を受ける権利を有する者が、左の各号の一に該当するときは、

当該遺族年金を受ける権利は、消滅する。

一 死亡したとき。

二 死刑又は無期若しくは三年を超える懲役若しくは禁の刑に処せられたとき。

三 日本の国籍を失つたとき。

四 離縁によつて、死亡した者との親族關係が終了したとき。

五 夫、子、父、母、孫、祖父母又は祖母については、第二十五條各号の一に規定する條件に該当しなくなつたとき。

二八

六 配偶者については、婚姻届出をしないが事実上婚姻關係と同様の事情に入つて、(と認められる場合を含む)以下同じ。)したとき、又は第二十四條第一項に規定する者及び死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の當時、その者にて生計を维持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者の養子となつたとき。

七 子及び孫については、第二十四條第一項に規定する者及び死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当时、その者によって生計を维持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者の養子となつたとき。

八 父、母、祖父又は祖母が婚姻したとき。

(併給の禁止)

第三十二條 二以上の遺族年金を受ける権利を有する者には、左の区別により、その一区支給する。

一 繼が異なるときは、そのうち最高額のもの

二 繼が同じであるときは、当該遺族年金を受ける権利を有する者が選ぶもの

(準用規定)

第三十三條 第十五條及び第十八條の規定は、遺族年金の支給に準用する。

(遺族一時金の支給)

第三十四條 昭和十六年十二月八日以後における在職期間内に、公務上負傷し、又は

二七

疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後、これにより、死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族には、遺族一時金を支給する。

2 第二十三條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(遺族の範囲)

第三十五條 遺族一時金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時にあつた配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、死亡した者の死亡の当時、日本の国籍を有し、且つ、その眷によつて生計を維持し、又はその眷と生計をともにしていざるものとする。但し、夫・子及び孫については、この法律の施行の際へ死亡した者の死亡の日がこの法律の施行後であるときは、その死亡の日)、それそれ第二十五條第一

号、第二号又は第四号に規定する條件に該當する場合に限る。

- 2 第二十四條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(遺族の賃位)

第三十六條 遺族一時金を受けるべき遺族の順位は、前條第一項本文に規定する順序とする。但し、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

(遺族一時金の額及び証券の交付)

第三十七條 遺族一時金の額は、死亡した者一人につき五万円とし、証券は、

六

もつて交付する。

- 2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定によつて発行する国債については、政令で定める場合を除く外、譲渡、担保権利の設定その他の处分をすることができない。

- 4 前三項に定めるものの外、第二項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(遺族一時金の支給を受けようがざきない者)

第三十八條 左に掲げる遺族には、遺族一時金を支給しない。

一 重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者の遺族

二 死亡した者の死亡の日以後、第三十一條第二号から第四号まで又は第六号から第八号までの間に該当した遺族

三 某が以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けたことがなくするまでの遺族へ刑の執行猶予の言渡しを受けた遺族を除く。

(準用規定)

第三十九條 第十六條第三項の規定は、遺族一時金を受けたべき同順位の遺族が数人

ある場合において、同様の規定は、遺族一時金を受ける権利を有する者が死亡した場合

二〇

場合において、それぞれ遺族一時金の請求又はその支給の請求について準用する。

第三章 不服の申立

(不服の申立)

第四十條 障害年金、遺族年金又は遺族一時金に関する巡査に不服がある者は、その巡査の通知を受けた日から一年以内に、書面で厚生大臣に不服の申立をすることができる。

二 前項の規定による不服の申立は、時効の中斷については、裁判上の請求とみます。

三 厚生大臣は、特にやむを得ない事由があると認めるとときは、第一項の期間を経過した後においても、不服の申立を受理することができる。

(裁次)

第四十一條 草生大臣は、不服の申立を受けたときは、必要な審査を行ひ、すみやかに裁次をし、不服の申立をした者にこれを通知しなければならない。

2 前項の規定により草生大臣が裁次を行つた場合は、後護審査会の意見をきかなければならぬ。

(政令への委任)

第四十二條 前二條に定めるもの以外、不服の申立、審査及び裁次の手続に関する必要な事項は、政令で定めらる。

第四章 惩則

(年金の支給期月)

第四十三條 障害年金及び遺族年金は、政令で定める期月に、それぞれその前月今までを支給する。但し、前支給期月に支給すべきであつた年金又は年金を受けた権利を有する者がその権利を失つた場合におけるその期の年金は、支給期月まで、期にあつても、支給する。

(支給権調査)

第四十四條 草生大臣は、障害年金又は遺族年金の支給を受けている者について必要があると認めるとときは、その身分關係の異動及び不具廢疾の状態に關してその者に必要な書類の提出を命ずることができ。

2 草生大臣は、障害年金又は遺族年金の支給を受けている者について不具廢疾の状

態を調査するため必要があると認めるとときは、その者に医師の診断を受けるべきことと命ずることがざきる。

3 厚生大臣は、正当の理由がなく、第一項に規定する書類を提出せず、又は前項の診断を受けない者に対しては、障害年金又は遺族年金の支給を一時差し止めることがざきる。

(時効)

第四十五条 障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利は、七年間行わないとときは、時効によつて消滅する。

(譲渡又は担保の禁止)

第四十六条 障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押の禁止)

第四十七条 障害年金、遺族年金又は遺族一時金を受ける権利反公第三十七條に規定する国債は、差し押えることができない。但し、国税徵收法(明治三十年法律第二

二二

十一号)又は国税徵收の例による場合においては、この限りでない。

(非課税)

第四十八条 障害年金、第十七條又は第二十一條の規定により支給を受けける金品及び遺族一時金並びに第三十七條に規定する国債につき遺族又はその相続人公受ける利子及びこれらの者の当該国債の譲渡による所得については、所得税を課さない。

2 援護に関する書類には、印紙税を課さない。

(年金の支拂)

第四十九條 障害年金及び遺族年金の支拂に関する事務は、郵政大臣が取り扱うものとす。

2 厚生大臣は、政令の定めるところにより、前項の支拂に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならない。

(費用の負担)

第五十条 援護の実施に要する費用は、国庫の負担とする。

(権限又は事務の委任)

第五十一条 この法律に定める厚生大臣の権限又は権限に属する事務であつて、政令で定めるものは、政令で定めるところにより、都道府県知事又は都体障害者福祉法(昭和三十四年法律第二百八十三号)に規定する機関の実施機関が行う。

(省令への委任)

第五十二条 この法律に特別の規定がある場合を除く外、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

三三

2 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の適用を受けない者については、当分の間、この法律を適用しない。

3 軍人たるによる増加恩給を受ける権利の裁定を受けた者については、その不具廃疾の程度に応ずる障害年金を受ける権利につき、厚生大臣の裁定があつたものとみなす。但し、当該障害年金の額が増加恩給の額にみだらない額となるべきときは、及び当該障害年金を受ける権利につき、既に厚生大臣の裁定があつたときは、この限りでない。

4 同一の支給事由につき障害年金を受ける権利の裁定と増加恩給を受ける権利の裁決が競合したときは、これを併給しないで、そのうち多額のものを支給する。但し、

増加恩給の額が障害年金の額より少い場合において、その増加恩給につき担保権が設定されているときは、その担保権が存続する間は、二の限りでない。二の場合にあっては、その担保権が存続する間、その者に支給すべき障害年金の額から増加恩給の額に相当する額を控除する。

船員保険法へ昭和十四年法律第七十三号の一の規定による障害年金又は還族年金の支給を受けている者が、同一の事由により、二の法律の規定による障害年金又は還族年金を受けることができるときは、その支給を受けることができる期間、船員保険法の規定による障害年金又は還族年金の支給を停止する。但し、還族年金についでは、船員保険法の規定により支給を受ける還族年金の額（同法第五十一条ノ三の規定

尺による加給金を含む。一が、二の法律の規定により支給を受けることの方でこれを遺族年金の額へ遺族が配偶者であるて、その旨に船員保険法第五十條ノ三第一項の規定に該当する子がある場合においては、その子が、この法律の規定により支給を受けることができる遺族年金の額に相当する額と合算した額一とされる部分については、この限りでない。

前項の規定により支給を停止され、又は停止されたことのある還族年金につき、その支給を受けた者が、その権利を失つた場合にあって、船員保険法の規定によつて還族年金の支給を受けるべき者が他にならど、左に掲げる障害年金及び還族年金の額の合算額を、同法第五十條、六第四号に規定する「既ニ支給ヲ受けタル障

害年金ト其ノ遺族力其ノ者ノ死亡ニ関シ支給ラ受ケタル遺族年金トノ合算額」とみ
なしして、同号の規定を適用する。

一 船員保険法の規定によつて支給を受けた障害年金

二 障害年金を受けた者の死亡に關して、船員保険法の規定によつて支給を受けた

遺族年金

三 二の法律の規定によつて支給を受けた障害年金

四 前項の規定によつて遺族年金の支給を停止された遺族及公船員保険法第五十條
ノ三第一項の規定に該当する子が、障害年金の支給を受けた者の死亡に關して、
この法律の規定によつて支給を受けた遺族年金

三五

2 厚生省設置法へ昭和二十四年法律第百五十一号の一の一部を次のよう改定する。

第十二条第七号の次に次の二号を加える。

七の二 殴傷病者の保護更生に関する調査及び企画を行ハ、並びにこれを実施す及
こと。

こと。

第十五条中「国立身体障害者更生指導所」と「国立身体障害者更生指導所」に改

める。

第二十六条の次に次の二條を加える。

(国立保養所)

第二十六条の二 国立保養所は、重度の身体障害を有する旧軍人軍属等を收容し、

医学的管理のもとに、その保養を行わせる機関とする。

2 國立保養所の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

8 引揚援護厅設置令（昭和二十三年政令第百二十四号）の一節を次のよう改正する。

第二條中第二号及第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 戰傷病者、戰沒者遺族等の援護に関する事務を行ふこと。

第五條第五号の次に次の二号を加える。

六 戰傷病者、戰沒者遺族等の援護に関する事務（調査企画の事務へ厚生省の本省の所掌に属するものを除く。）を行ふこと。

二八

七 戰傷病者、戰没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第 号）に基く援護の実施に関する事務へ厚生省の本省の所掌に属するものを除く。）を行ふこと。

第六條中第三号カ次に次の二号を加える。

三の二 戰傷病者、戰没者遺族等援護法の実施に必要な旧軍人軍属の調査を行うこと。

第二章中第七條の次に次の二号を加える。

（ハ）附屬機関

第七條の二 戰傷病者、戰没者遺族等援護法の定めるところにより、厚生大臣に対して意見を述べさせるため、引揚援護厅の附屬機関として援護審査会を置く。

2 援護審査会の組織、所掌事務及び委員、その他の職員については、政令で定め

る。

第一條中「これに関連する事務」の下に「並びに旧海軍に関する第六條第三号の二の事務」を加える。

9 東京社会保険診療報酬支拂基金法（昭和二十三年法律第二百三十九号）の一部を次のよう
に改正する。

第十三條第二項中「生活保護法」（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十五條
第三項「」の下に「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法」（昭和二十七年法律第一号）
第十條第三項「」を、同條第三項中「前項の場合においては、」の下に「、厚生大臣、
」を加える。

10 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一節を次のよう改訂する。

第八條第四項中「老年者でないものをいう。」の下に「但し、左に掲げる者が戦
傷病者戦没者遺族等援護法」（昭和二十七年法律第一号）以下遺族等援護法」とい
う。

三八

ラ。）第二十三條の規定により遺族年金を受ける者である場合には、扶養親族の有
無を問わないものとする。」を加える。

第十五條の二第二項中「四十円」の下に「へ当該不具者が遺族等援護法第七條の
規定により障害年金を受ける者である場合には、六十円」を加える。

第十五條の三中「四十円」の下に「へ当該老年者が遺族等援護法第二十三條の規
定により遺族年金を受ける者である場合には、六十円」を加える。

第十五條の四中「四十円」の下に「へ当該寡婦が遺族等援護法第二十三條の規定
により遺族年金を受ける者である場合には、六十円」を加える。

第十五條の五中「四十円」の下に「へ当該勤労学生が老年者又は寡婦でない場合

において、遺族年金法第二十三條の規定により遺族年金を受ける者であるときは、
六千円（一千五百円）を加える。

第三十八條第一項第一号から第四号まで及び第七号中「又は勤労学生であるか」と
いうか字を「若しくは勤労学生であるか」というか又は遺族年金法第七條の規定により
障害年金を受ける不具者若しくは同法第二十三條の規定により遺族年金を受ける老
年者、寡婦若しくは勤労学生である旨を申告された者であるか」というか字に改める。

第三十九條第一項中「その事実」の下に「自己が遺族年金法第七條の規定に
より障害年金を受ける不具者である場合又は同法第二十三條の規定により遺族年金
を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である場合にはその事実」を加える。

第四十條中「又は勤労学生であるかどうか」を「若しくは勤労学生であるかどうか
か又は遺族年金援護法第7條の規定により障害年金を受ける不具者若しくは同法第2
十三條の規定により遺族年金を受ける老年者、寡婦若しくは勤労学生である旨を申
告された者であるかどうか」に改める。

第六十二條第一項中「勤労学生であるかどうか」の別「勤労学生であるかどうか
か及び遺族年金援護法の規定により障害年金又は遺族年金を受ける者であるかどうか
の別」に改める。

別表第11月額表中「から334円を控除した金額」を「から334円（これら
の控除を認められる者が遺族年金援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける
者である場合は、500円）を控除した金額」に改め、同表口頭額表中「から

8円を控除した金額上からワタ八円(二これらの控除を認めた者が遺族等被扶養者の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、ノノア円)を控除(左の金額)」~~は~~は、西洋ノ丁寧日本「からノニ円を控除した金額上からノニ

円(二これらの控除を認められた者が遺族等被扶養者の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、ノノア円)を控除した金額」~~は~~も。

西洋日本「ノノノ円を控除した金額上からノノノ円(これらの控除を認めた者が遺族等被扶養者の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、ノノノ円)を控除した金額」~~は~~も。

12は、6,000円)を控除した金額」~~は~~も。

理由

戦傷病者等に対し障害年金及び補装具を支給し、並びに戦没者等の遺族に対し遺族年金及び遺族一時金を支給すること等によりこれらの者を援護する必要がある。これが二つの法律案を提出する理由である。



